

Prepared by:

**Henny Verheugen, AAG**  
**William Hines, FSA, MAAA**

January 2010



# IFRSおよびソルベンシーIIアップデート

2009年第4四半期





---

## 目次

はじめに	2
<b>IFRS保険プロジェクトアップデート</b>	<b>3</b>
IASB/FASB合同保険契約プロジェクト	3
測定目的が決定	3
新契約費の取り扱い	3
有配当契約	4
保険契約者会計	4
現在のタイムテーブル	4
日本は一般向け会計にIFRSの任意使用を認める	5
<b>ソルベンシーIIアップデート – 2009年第4四半期</b>	<b>6</b>
コンサルテーション・ペーパー第1弾、第2弾におけるCEIOPSのアドバイス	6
コンサルテーション・ペーパー第3弾	8
QIS5	8
MCEVにおけるヘッジ不能リスクのコストへの影響	9

---

## はじめに

本レポートでは、収斂が進む2つのパラダイム、すなわちIFRS保険会計およびソルベンシーIIにおける重要な進展状況について記すものです。

収斂という言葉は、長年にわたり、また、多くの文脈における流行語でした。これは、グローバル・スタンダードの収斂と言うときのような地理的な意味もあるでしょうし、例えば、広範な関係者のニーズを満たす報告や分析の作成といったどちらかという機能面に関して用いることができるかもしれません。

**現在進行中の活発な議論により、IFRS  
およびソルベンシーIIの基礎にある手  
法や考え方の収斂が進んでいます。**

現在進行中の活発な議論により、IFRSおよびソルベンシーIIの基礎にある手法や考え方の収斂が進んでいます。これらの議論により、最終的には、定期的報告の必要性から発生してきたIFRSと、その根源がソルベンシーの保護と資本効率性のニーズから発生してきたソルベンシーIIとの整合性が確保されることが期待されます。IFRSに向けて形成が進むグローバルなコンセンサスと共に、このIFRSとソルベンシーIIの機能面の収斂から新たなグローバル・パラダイムが誕生しているのです。

これらトレンドのグローバルな重要性に鑑み、ミリマンでは、IFRSおよびソルベンシーIIに関する定期的アップデートをこの1つのレポートで2部構成にして取りまとめることとしました。

本アップデートは、FASB/IASB合同保険会計プロジェクトにおける進展に主眼をおきます。

## IFRS保険プロジェクトアップデート

### IASB/FASB合同保険契約プロジェクト

両審議会は10月、11月、12月と合同会議を開き、3回全ての会合の席上で保険について審議しました。以下はその席上での議題についてアップデートするもので、暫定的結論を出した分野に焦点を当てます。本アップデートでカバーする議題は以下の通りです。

- 測定目的
- 新契約費の取り扱い
- 有配当契約
- 保険契約者会計
- 現在のタイムテーブル

#### 測定目的が決定

両審議会は、最終的に保険契約の測定目的について合意したものと思われまます。両審議会は、暫定的に測定目的は保険会社の義務の現在の評価を、以下の構成要素を用いて示すべきであると結論しました。

1. 保険会社が義務を履行するに従って発生すると見込まれる将来のキャッシュフローの偏りのない確率加重平均
2. 貨幣の時間価値
3. 将来のキャッシュフローの金額およびタイミングに関する不確実性の影響に関するリスク調整
4. 契約開始時の利益を除去する金額

両審議会はまた、暫定的に以下を決定しました。

1. リスク調整は、将来のキャッシュフローに関する不確実性についての保険会社の見解を評価しなければならない。  
両審議会は、保険会社がこの金額（例えば、同じ残存リスク・エクスポージャーをもつ同一の義務を引き受ける場合に保険会社が課す価格、または再保険価格）の見積りに使用するかもしれない様々な情報源に関して議論し、スタッフにこれについてさらに調査するよう依頼しました。
2. 保険負債の評価は、その保険会社による債務不履行のリスクの変化をアップデートすべきではない。

これは、IASBが好むIAS 37モデルと似ているようですが、別個に定義されたサービスマージンがなく、また、取引が参照されていません。最初の3つの項目、期待キャッシュフロー、割引率、リスク調整は、各評価日にアップデートされます。4つ目の項目である「残余」マージンは、アップデートしないものの、何らかの適切な期間にわたり償却されます。

#### 新契約費の取り扱い

両審議会は、新契約費の取り扱いに関するそれぞれの審議会の決定を確認しました。具体的には以下のとおり合意しました。

1. 保険会社は、全ての新契約費を発生時に費用として認識しなければならない。
2. 保険会社は、契約締結時に、発生した新契約費の金額だけ、保険料の一部を収益（または利益）として認識してはならない。

保険契約の収益認識に関する両審議会の見解は、より大きな収益認識プロジェクトの議論と密接に結びついています。そのプロジェクトでは、両審議会はサービスが提供された時に関連して収益を認識すべきであると結論しました。

新契約費に関する決定が他の部分にまで広がると、IFRS下の保険負債の測定は多くの部分についてその適切性を失うという懸念があります。

保険契約の収益認識に関する両審議会の見解は、より大きな収益認識プロジェクトの議論と密接に結びついています。そのプロジェクトでは、両審議会はサービスが提供された時に関連して収益を認識すべきであると結論しました。保険契約については、契約を発行しただけでは何のサービスも提供していないという見解です。そのため、収益は認識すべきではないと考えています。これは、新契約費をまかなうために用いられる現在および期待将来保険料は、契約開始時に（恐らく高めの残余マージンを通して）設定される負債の一部として残り、後にサービスが実施されるとともに取り崩されることを意味します。そのため、契約開始時には新契約費が2回発生することになります。1回は新契約費の費用計上であり、もう1回は新契約費回収のために設定された保険料をカバーする負債の計上です。

本決定は、保険会社の義務の現在の評価という測定目的と整合的ではありません。現在の評価は、過去のいかなる費用も反映せず、期待される将来のキャッシュフローのみ負債に含めます。これは、新契約費をまかなうための保険料マージンの留保ないし相殺のためのいかなる引当金も含まないというものです。両審議会がこの明確なコンフリクトをどのように解決するかが待たれます。

新契約費に関する決定が他の部分にまで広がると、IFRS下の保険負債の測定は多くの部分についてその適切性を失うという懸念があります。エンベディッド・バリュー型の分析の方が適切性が高い測定であるという理由で、その欠点にもかかわらず長期事業の尺度として存続するでしょう。

#### 有配当契約

両審議会は、有配当契約の特徴について審議しましたが、合意には至りませんでした。スタッフは、裁量給付の支払いの取り扱いが異なる2つの見解を示しました。

最初の見解は、IASBが推すもので、有配当契約から発生する全てのキャッシュフローは（強制か任意かに関わらず）期待値ベースで保険負債の測定に含めるべきであるというものです。利益参加の機能は、認識に関して別立てでは検討されません。

二つ目の見解は、FASBが推すもので、利益参加機能から発生すると見込まれるキャッシュフローは、それが強制か任意かを分析して決定するというものです。強制的キャッシュフローであれば、保険負債の測定に含めます。任意のキャッシュフローは、企業がその支払義務を負った時（すなわちそのキャッシュフローが強制になったとき）に認識されます。

両審議会は、この件について1月に継続審議します。

#### 保険契約者会計

両審議会は、保険契約基準の範囲に保険契約者会計の論点を含めるべきかどうかを審議しました。これについて合意には至っていませんが、保険会社と保険契約者の間の会計上の対称性の欠如から発生するかもしれない問題、および保険契約者会計が再保険会計とどのように類似しているかについてスタッフに分析を用意するよう依頼しました。

#### 現在のタイムテーブル

両審議会は、2010年4月に公開草案を公表し、そのコメントを9月まで受け付けることを目指しています。この公表が遅れた場合でも、IASBはコメント期間を短縮して9月までの期限は変更しないと思います。これはスタッフおよび両審議会にコメントの検討に十分な時間を取り、2011年6月までに最終版基準を策定できるようにするためです。

---

両審議会は、時間が不足したため12月の会合では議論できなかったアジェンダ・ペーパーのいくつかを審議するため、1月初旬に会合を追加しました。保険は、この追加会合で議論される議題の一つです。

#### 日本は一般向け会計にIFRSの任意使用を認める

日本の証券監督機関である金融庁（FSA）は、日本の市場で資金調達する企業に対して2010年3月31日以降の決算からIFRSの任意使用を認めると発表しました。3月31日は、日本の慣習的な会計年度末です。

これは、企業会計審議会と呼ばれるFSAの諮問団体が2016年までのIFRS採択に向けたロードマップを6月に発表しましたが、その際の提案を受けて行われました。企業会計審議会は、現時点で上場企業によるIFRSの任意採用を認め、その後強制適用に関する決定を2012年に行なうことを提案していました。

---

日本の証券監督機関である金融庁（FSA）は、日本の市場で資金調達する企業に対してIFRSの任意使用を認めると発表しました。

## ソルベンシーIIアップデート - 2009年第4四半期

今回のアップデートでは、ソルベンシーIIプロジェクトにおける進展に主眼をおきます。ソルベンシーII規則の策定は、EUにおける金融サービス規則の実施に使用されたランファルシー（Lamfalussy）プロセスを使用する保険関連の最初の立法事例です。本プロセスの一部として、欧州委員会（European Commission）は実施手法に関し意見を求めています。

### コンサルテーション・ペーパー第1弾、第2弾におけるCEIOPSのアドバイス

欧州委員会は、欧州保険・職域年金監督委員会（CEIOPS）に多くの実施手法についてアドバイスを求めました。CEIOPSのアドバイスは、審議会のコンサルテーション・プロセスの結果に基づく必要があります。2009年11月10日、CEIOPSは、コンサルテーション・プロセスの一環として欧州委員会にアドバイスを提供しました。CEIOPSは、2009年3月から9月までに37件のペーパーに関して意見を募集し、約23,600件の固有のコメントを受け取りました。そのほとんどが、保険業界と保険業界団体から寄せられたものです。

CEIOPSの助言は、最近の金融危機の影響を受けており、保守的過ぎるという人もいます。一般的に、コンサルテーション・ペーパーにある助言のほとんどは変更されずに残り、CEIOPSから欧州委員会への最終アドバイスの一部となっています。本セクションでは、アドバイスの中で最も重要な要素と考えていることについて概説します。

#### • リスクフリーレート

リスクフリーレートは、資産や負債の評価だけでなく、様々なリスクの定量化にも必要です。金融危機の発生を受けて、保険業界はリスクフリーレートの定義について非常に活発に議論を重ねてきました。CEIOPSの助言は、以下の5つの基準を満たすリスクフリーレートを使用するというものです。

1. 信用リスクは入れない：金利には、信用リスクを織り込まない。
2. 現実主義：実際に獲得できる金利とする。
3. 信頼性：金利の決定は、信頼できる堅固なものでなくてはならない。
4. 高い流動性：金利は、取引量が充分にあり流動性・透明性のある市場の金融商品に基づかななくてはならない。
5. 技術的な偏りは入れない：金利は、需要と供給のゆがみに影響されてはならない。

AAA格付の国債金利は、信用リスクフリーレートのベンチマークとして考えるべきです。スワップレートは信用リスクフリーではなく、そのため非調整スワップレートは技術的準備金の割引に使用すべきではありません。

CEIOPSは、各国の国債金利が上記5つの基準を満たさない場合のリスクフリーレートを決定するプロセスを策定しました。流動性プレミアムは、リスクフリーレートに含めるべきではありません。

#### • リスクマージン

リスクマージンは、技術的準備金の一部であり、資本コスト法を用いて算出します。資本コストの計算基準に使用する資本の金額は、以下の項目の合計に等しい資本です。

- 既契約に関する引受リスク
- 出再保険および特別目的会社に関するカウンターパーティー・デフォルト・リスク
- オペレーショナル・リスク
- 回避不能市場リスク

**CEIOPSは、各国の国債金利が上記5つの基準を満たさない場合のリスクフリーレートを決定するプロセスを策定しました。**

回避不能市場リスクとは、リスクマージンの計算に新しく加わった項目です。一般に、これは取引量の豊富な流動性のある市場では複製できない長期キャッシュフローに関連するリスクです。CFOフォーラムでは、Market-Consistent Embedded Value (MCEV©) Principlesのヘッジ不能リスクのコストの一部としてこのリスクを識別しています。

リスクマージンを算出する際の契約種類間の分散効果は認められません。

資本コスト係数は、最低6%とすべきですが、以下の手順に従って係数を評価すべきです。

1. 当初インプットを設定するための、株主リターンモデルの使用。
2. 設定された当初インプットの上・下調整に対する何らかの客観的基準の構築。
3. 市場で観察される価格と整合的なリスクマージンを求めるための、資本コスト率のキャリブレーションの確定。

#### • 生保引受リスクの定量化

生保引受リスク・モジュールには、生命保険負債から発生するリスクを反映します。生保引受リスクを定量化する標準的アプローチは、前提条件の変化による技術的準備金の変化を測定するものです。CEIOPSは、本リスクを定量化するために用いる死亡率および失効率の前提条件の変化水準の大幅な引き上げを提案しています。死亡リスクファクターは、50%（10%から15%に）増加しました。解約失効リスクを定量化するアプローチはより複雑で、3つの異なるテストから構成される予定です。その結果、生保引受リスク全体が増加することが見込まれます。

**CEIOPSは、本リスクを定量化するために用いる死亡率および失効率の前提条件の変化水準の大幅な引き上げを提案しています。**

#### • オペレーショナル・リスクの定量化

オペレーショナル・リスク・モジュールには、その他のリスク・モジュールに反映されていないオペレーショナル・リスクを反映し、保険料、技術的準備金、保険金の割合に基づいて定量化します。CEIOPSはこの割合の大幅な引き上げを提案しています。平均するとこの割合はほぼ2倍になります。

#### • リスクを定量化する内部モデル

長いコンサルテーション・ペーパーを通して、CEIOPSは、リスクの定量化に標準モデルではなく内部モデルを使用するために満たすべき基準に関するフィードバックを関係者に求めました。この基準は非常に厳格だと捉えられています。この点に関してCEIOPSの提言に活路を見出した関係者のフィードバックはわずかです。CEIOPSが関係者のフィードバックの多くを受け入れなかった理由の一端は、金融危機および内部モデルの失敗にあります。業界の一部では、内部モデルの使用から標準モデルの使用に向けてその考えをシフトして行くと思われれます。または逆に、標準モデルではより高い資本要件が見込まれるため、内部モデルの適用を検討している会社もあります。内部モデルに認められるキャピタル・リリーフが増加するため、内部モデル運用がより魅力的な検討事項となると考えられます。

### コンサルテーション・ペーパー第3弾

コンサルテーション・ペーパーの第3弾は、2009年11月2日に公表され、16件のペーパーで構成されています。CEIOPSは、2010年1月末までにこの第3弾かつ最終版のアドバイスを提出することを目指しています。CEIOPSは、関係者から約7,000件のコメントを受け取りました。本セクションでは、コンサルテーション・ペーパーの内容に主眼を起きます。

#### • 株式リスク・サブモジュール

関係者と監督当局の長年の議論のポイントとして、株式リスクを市場リスクの一部として定量化するためのテストが挙げられます。金融市場の混乱が、この議論に影響を与えました。CEIOPSは、第4回定量的影響度調査（QIS4）で使用された株式リスクのモジュールを調整することを提案しています。主な変更点は、以下の通りです。

- 株式ストレステストのキャリブレーション。グローバルな株式のベースケースのストレステストは-45%に、それ以外の株式は-60%に引き上げられました。
- 株式市場の水準から独立したストレステストの代わりに、CEIOPSは、グローバルな株式については-35%（標準より10%低い）と-55%（標準より10%高い）の間で変動するストレステストを作成するストラクチャーを提案しています。株式市場の平均水準が高いと、ストレステストも厳しくなります。ストレステストの水準は、過去12ヶ月の経済情勢に依存します。
- 株式ボラティリティー・ストレステストの導入。このストレステストは、株式のインプライド・ボラティリティーの60%上昇です。このボラティリティー上昇は、株式の下落ショックと同時に適用されます。

このCEIOPSの提案に対する業界の反応はさまざまです。最も重要なリマークは、本ストレステストが厳しすぎると思われるというものです。争点の一つが、評価は、総利回り指数ではなく株価指数に基づくべきというものです。さらに、インプライド・ボラティリティー・ショックは循環増幅効果が高いです。

#### • 市場リスク

市場リスク・モジュールのキャリブレーションは、金利リスク、スプレッド・リスク、不動産リスクについて大幅に変更されました。主な変更点の概略を以下に示します。

- 市場金利リスク：株式ボラティリティー・テストと整合的に、市場金利テストと金利ボラティリティー・ストレステストを強化。市場金利低下のキャリブレーションは、特に厳しくなりました。期間が1年から5年の市場金利に対するストレステストは、約2倍になります。
- スプレッド・リスク：CEIOPSは、スプレッド・リスクの定量化のためのモデルの構造を変更し、パラメータのキャリブレーションを強化することを提案しています。平均すると、QIS4と比較してストレステストは約2倍になります。
- CEIOPSは、通貨リスクおよび不動産リスクのサブモジュールの引き締めを提案しています。

業界側は全般として、インプライド・ボラティリティーが高いほどインプライド・ボラティリティー・リスクも高くなるというインプライド・ボラティリティー・テストの循環増幅効果の性質を批判しました。スプレッド・リスクは、厳しすぎると思われています。AAA格付債券を保有する会社にとってさえ、非常に厳しい内容となっています。

### QIS5

3回の意見募集では、提案事項の全体の影響を評価する十分な時間がないという一般的なコメントも出てきました。CEIOPSは、全体の影響を評価するためにQIS5を使用する予定です。非常に高い確率で、CEIOPSのアドバイス全体をQIS5でテストすると思われます。前セクションで記したように、QIS5の結果は一般的に従来よりはるかに高い資本要件を示すことが見込まれます。保険業界の、ソルベンシーIIの財務ポジションへの影響と対応状況をともに評価するという点で、QIS5の施行はソルベンシーIIプロジェクトの重要なマイルストーンとなるでしょう。

保険業界の、ソルベンシーIIの財務ポジションへの影響と対応状況をともに評価するという点で、QIS5の施行はソルベンシーIIプロジェクトの重要なマイルストーンとなるでしょう。

---

CEIOPSは、QIS5技術的仕様書のドラフトを2010年3月末までに公表する計画です。仕様書のドラフトに関する意見募集およびスプレッドシートの準備の後、2010年8月から11月までQIS5試算を行います。CEIOPSは、2011年4月末までにQIS5の結果に関する最終レポートを公表する予定です。

#### **MCEVにおけるヘッジ不能リスクのコストへの影響**

多くの会社がMCEVの数値を開示しています。MCEVの構成要素の一つがヘッジ不能リスクのコストです。MCEV原則では、ヘッジ不能リスクは内部エコノミックキャピタルモデルを使用して決定すべきであるとしています。その際、必要とされる資本は、1年間にわたり信頼水準99.5%で関連リスクを満たす水準と整合的とすべきです。

多くの会社がMCEVの計算にQIS4仕様書を用いていました。前述の会社がQIS5仕様書をMCEV計算に適用した場合、これらの会社のMCEVは大幅に減少するでしょう。







Milliman, whose corporate offices are in Seattle, serves the full spectrum of business, financial, government, and union organizations. Founded in 1947 as Milliman & Robertson, the company has 52 offices in principal cities in the United States and worldwide. Milliman employs more than 2,400 people, including a professional staff of more than 1,100 qualified consultants and actuaries. The firm has consulting practices in employee benefits, healthcare, life insurance/financial services, and property and casualty insurance. Milliman's employee benefits practice is a member of Abelica Global, an international organization of independent consulting firms serving clients around the globe. For further information visit [www.milliman.com](http://www.milliman.com).

**William Hines**  
*[william.hines@milliman.com](mailto:william.hines@milliman.com)*

**Boston**  
289 Edgewater Drive  
Wakefield, MA 01880-6215  
USA

**Henny Verheugen**  
*[henny.verheugen@milliman.com](mailto:henny.verheugen@milliman.com)*

**Amsterdam**  
Baarnsche Dijk 12c  
3741 LS Baarn  
Netherlands

[www.milliman.com](http://www.milliman.com)